

統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

令和7年度に評価の結果を取りまとめた「生活道路における交通安全対策に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記のとおりです。
この内容については、令和8年6月5日に国会へ報告しています。

テーマ名	生活道路における交通安全対策に関する政策評価（総合性確保評価） （意見通知・公表日：令和7年6月27日）
関係行政機関	国土交通省 国家公安委員会（警察庁）
○ 評価の観点 生活道路における交通安全対策に関する政策について、市区町村ごとに、現場において実施されている交通安全対策の違いが生活道路での交通事故件数の減少とどのように関係しているか等を分析・評価 ○ 評価の結果の概要 「第11次交通安全基本計画」（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）では、生活道路における交通安全施設及び法定外表示（以下「施設」という。）整備について、事故の多いエリアなどで効果的・効率的な対策を講ずること、ビッグデータを活用して潜在的高リスク箇所^{（注3）}を解消することなどが挙げられている。 しかし、当省の調査結果では、市区町村では住民要望や通学路合同点検で把握した危険箇所への施設整備を検討することが基本となっており、事故発生箇所や事故リスクが高い箇所を踏まえた整備を基本とする市区町村は少数となっていた。整備する施設の内容についても、事故実績や内容を把握せずに、現場の道路・交通環境を踏まえ担当職員の経験に基づき決定することを基本とする市区町村が多かった。 こうした状況を踏まえると、国土交通省及び警察庁は、生活道路における交通安全対策を更に推進する観点から、次の1から7までの取組を行うことが望まれる。これにより、市区町村が各種データを活用して、事故の発生箇所や内容を把握した上で施設を整備する取組が推進され、事故の減少につながることが期待される。	
意見	政策への反映状況
1 市区町村が施設を整備するに当たっては、事故実績や内容を把握した上で、整備箇所の選定や施設内容の決定を行うことが有効であることを周知・啓発すること。 また、上記の事故実績等の把握に当たり、市区町村が円滑にオープンデータ^{（注4）}（以下「OD」という。）を活用できるように、データを地図化する方法を示した手順書等の作成や研修に取り組むこと。	（国土交通省） ○ 令和7年8月1日付けの市区町村等の交通安全対策におけるデータ活用に関する事務連絡（「地方公共団体におけるデータを活用した生活道路の交通安全対策推進について」（令和7年8月1日付け道路局環境安全・防災課課長補佐、道路交通安全対策室企画専門官及び国道・技術課課長補佐連名事務連絡）。以下「令和7年事務連絡」という。）や都道府県ごとに設置している交通安全推進連絡会議（以下「安推連」という。）等において、事故実績や内容を把握した上で、整備箇所の選定や施設内容の決定を行うことが有効であることを市区町村に周知した。 ○ 警察庁と合同で「オープンデータを用いた交通事故発生箇所の地図化マニュアル」（令和7年7月国土

	交通省道路局、警察庁交通局。以下「マニュアル」という。)を作成し、令和7年7月に国土交通省のホームページに公表するとともに、令和7年事務連絡や生活道路における交通安全対策実務者向けセミナー(以下「セミナー」という。)など市区町村が参加する研修等の場において、マニュアルを積極的に活用するよう周知した。また、道路関連のデータを一元的に集約した「道路データプラットフォーム」にODの事故情報を反映し、市区町村が事故の発生箇所・概況を容易に把握できるようにした。
2 ODやETC2.0 加工情報^(注5)等の各種データを活用して事故多発箇所や潜在的高リスク箇所の把握に努めるよう市区町村に働きかけるとともに、これらの箇所を把握して施設整備に取り組んでいる事例を紹介すること等により、市区町村における当該取組を推進すること。あわせて、ETC2.0 加工情報は、ゾーン対策以外にも活用できることを市区町村に周知すること。	(国土交通省) ○ 令和7年事務連絡や安推連等において、ODやETC2.0 加工情報等の各種データを活用して事故多発箇所や潜在的高リスク箇所を把握した交通安全対策事例を紹介することにより、これらの箇所の把握に努めるよう市区町村に働きかけた。 ○ 令和7年事務連絡や安推連等において、ゾーン対策以外の交通安全対策にもETC2.0 加工情報が活用可能であることを市区町村に周知した。 ○ 市区町村等がETC2.0 の未加工データを交通安全対策等に利活用できるよう、当該データを市区町村等に貸与の上、これを利活用する際の課題を把握する試行的な取組を開始し、令和7年9月に当該取組への調査協力者として22団体を採択した。
3 市区町村が行う施設整備の内容の検討に資するよう、事故内容を踏まえて施設整備を行った事例を取りまとめた研修等で紹介するなど情報提供に取り組むこと。また、施設整備に関する研修を実施するに当たっては、ウェブ開催により市区町村からの参加者を増加させるなど、その充実に取り組むこと。	(国土交通省) ○ 令和7年事務連絡や安推連等において、市区町村が行う施設整備の内容の検討に資するよう、事故内容を踏まえて施設整備を行った事例を紹介するなど、情報提供に取り組んだ。 ○ セミナーについて、市区町村が参加しやすくなるようウェブ形式で開催し、さらに、セミナーに参加できない場合でも学べるよう講義アーカイブを国土交通省のホームページに掲載するなど、地方公共団体向けの研修の充実に取り組んだ(計3回の研修に延べ554市区町村が参加)。

4 国土交通省によるODを地図化する方法等を示した手順書等の作成や研修の取組に対し協力を行うこと。 また、都道府県警察が公表している交通事故マップ（以下「都道府県警察事故マップ」という。）が市区町村による交通安全対策の検討に資するものとなるよう、都道府県警察事故マップに関し都道府県警察が市区町村の意見の把握に努めるなどの取組を推進すること。	（警察庁） ○ 国土交通省と合同でODのマニュアルを作成し、令和8年1月に警察庁のホームページに公表するとともに、国土交通省が市区町村等に向けて開催する研修等の場に警察庁から講師を派遣した。 ○ 令和8年1月に発出した「市区町村における生活道路の交通安全対策の推進に資する取組の実施について（通達）」（令和8年1月30日付け警察庁丁交企発第13号、丁規発第20号警察庁交通局交通企画課長及び交通規制課長連名通達。以下「令和8年通達」という。）において、都道府県警察に対し、都道府県警察事故マップについて、市区町村との会議等の場で聴取した市区町村からの意見・要望も参考にしつつ、市区町村において活用されることを念頭に内容の充実に向けた検討を行うことを指示した。
5 都道府県警察が把握した事故リスクが高い箇所や必要な安全対策について、市区町村に情報提供を行っている都道府県警察の事例も踏まえ、交通状況等に応じ、市区町村の要望も勘案しながら、市区町村に必要な情報を提供するように都道府県警察に対し指導すること。	（警察庁） ○ 令和8年通達において、都道府県警察に対し、市区町村との会議等の場を活用して、市区町村からの意見・要望を聴取した上で、市区町村から都道府県警察が把握した事故リスクが高い箇所や必要な安全対策について個別に提供に係る要望を受けた場合には、必要なデータの提供を行うことに努めるよう指示した。
6 国土交通省が行う、市区町村による施設整備内容の検討に資するための事例の取りまとめや研修の充実の取組について、協力を行うこと。	（警察庁） ○ 国土交通省が行った市区町村による施設整備内容の検討に資するための事例の取りまとめに協力するとともに、国土交通省が市区町村等に向けて開催する研修等の場に警察庁からも講師を派遣し、施設整備内容の検討に資する事例紹介や、整備に当たっての市区町村と都道府県警察との連携を促す講義を実施した。
7 市区町村が行う施設整備の内容の検討に資するよう、事故内容に関するODの情報の充実等について検討すること。 また、市区町村から要望がある場合には事故に関する統計情報を都道府県警察が可能な範囲で提供するなど、協力を行うよう都道府県警察に対し指導すること。	（警察庁） ○ 交通事故統計情報のOD化項目の充実について検討し、当事者^{（注6）}種別の項目の追加を令和7年9月に行い、都道府県警察に周知した。 ○ 令和8年通達において、都道府県警察に対し、市区町村との会議等の場を活用して警察庁が公表する交通事故統計情報や都道府県警察が発信している交通事故分析結果の活用を促すとともに、市区町村からの意見・要望を聴取し、積極的に市区町村が必要とする情報の提供に努めることを指示した。

（注）1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

- 2 「政策への反映状況」は、意見通知・公表日（令和7年6月27日）以降、令和8年3月末現在までに関係行政機関がとった措置である。
- 3 事故は発生していないがリスクが高いと考えられる箇所
- 4 警察庁が公開している交通事故統計情報
- 5 国道等に設置されている路側機と、車両に搭載された車載器が通信をすることにより、車両の経路、時間、急制動等のデータを収集し、分析・加工したもの
- 6 交通事故の当事者をいう（乗用車、二輪車、自転車等）。
- 7 評価の結果の詳細は、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_250627000182952.html）参照